

区分	種別	消防	住警器	中間検査	保健所通知	バリアフリー	構造適判	省エネ適判
一般	1号	通知	無	無	無	無	無	無
	2号		有		特定建築物		適合済	適合済
計画	3号	同意	()個	有	公設浄化槽	有	申請済	提出済
	4号		自火報等		個人浄化槽		未申請	未提出



地図
消防区分
南・中・西

消防協議確認欄
(消防調査時記載)

他法令等調査票

(R03.04.01版)

令和 年 月 日

盛岡市建築主事 あて
指定確認検査機関 あて

申請者氏名

◎申請敷地及び建築物等の概要(↓この欄は申請者にて記入をお願いします。)

建築主住所氏名						
敷地の地名地番	盛岡市					
主要用途	工事種別	敷地面積	建築面積(敷地単位)	延べ面積(敷地単位)		
・専用住宅 ・共同住宅 ・その他()	新築 ・ 増築	㎡	(申請部分)	㎡	(申請部分)	㎡
	その他()		(既存部分)	㎡	(既存部分)	㎡
構造及び階数	木造 ・ 鉄骨造 ・ RC造 ・ SRC造 ・ その他() 地上 階 地下 階					
道路種別	法第42条第1項(1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号), 2項, その他()					

建築確認申請に伴う他法令について、次のとおり調査・確認等を行いました。

記

- 埋蔵文化財について
盛岡市遺跡の学び館 盛岡市本宮字荒屋13-1
教育委員会歴史文化課 都南分庁舎 3階
- ① 都市計画施設等の区域について
都市計画課 都南分庁舎 2階
- ② 市街地開発事業等について
- ③ 地区計画について
- ④ 開発許可区域若しくは市街化調整区域にある場合
- ⑤ 宅地造成等規制法について
- ⑥ 盛岡市立地適正化計画について
3. ① 景観法について
景観政策課 都南分庁舎 2階
- ② 盛岡市屋外広告物条例について
4. 公園、緑地、風致地区について
公園みどり課 都南分庁舎 2階
5. ① 建築協定区域について
建築指導課 都南分庁舎 2階
- ② ひとにやさしいまちづくり条例について(専用住宅は除く)
特定公共施設該当の有無及び届出の有無について
- ③ 住環境の保全に関する条例について (提出時期:確認申請提出30日前までに標識設置)
中高層建築物等該当の有無及び周知期間等について

〔周知期間 年 月 日～ 年 月 日〕

この欄は申請者にて記入をお願いします。

(建築指導課分 裏面へ続く)

④ みなし道路について(法第42条第2項道路に該当する場合)

ア) みなし道路の該当の有無について 有 無 ← この欄は申請者にて記入をお願いします。

イ) 狭あい道路(要綱)の該当の有無について

⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)について ※該当工事着手7日前までに届出義務あり。
(この欄は、申請者にて記入をお願いします。判断に迷う場合は審査係にてご確認ください。)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に係る解体工事 (工事対象面積 80㎡以上) ・ 建築物に係る新築又は増築工事 (工事対象面積 500㎡以上) ・ 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築工事に該当しないもの (修繕・模様替等で請負金額1億円以上) ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事 (外構工事等で請負金額500万円以上) 	左記の工事を <ul style="list-style-type: none"> ・ 含む ・ 未届出, 届出済 ・ 含まない(対象外)
---	---

⑥ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律について
(この欄は、申請者にて記入をお願いします。判断に迷う場合は審査係にてご確認ください。)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建築物 (300㎡以上非住宅) ※該当工事に着手する前までに適合義務あり。 ・ 特定建築物以外の建築物 (300㎡以上) ※該当工事着手21日前までに届出義務あり。 ・ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出済, 届出済 ・ 未提出, 未届出 ・ 届出不要
--	--

6. 汚水処理について

上下水道局下水道整備課 上下水道局庁舎 3階

※玉山地域については上下水道局玉山事務所

(この欄は、申請者にて記入をお願いします。判断に迷う場合は担当課にてご確認ください。) 玉山総合事務所 2階

① 下水道処理区域か、	・処理区域内	・処理区域外	(処理区域外の場合、②へ↓)
② 便所は水洗か、	・汲み取りまたは便所なし	・水洗	(水洗の場合、③へ↓)
③ 水洗化の方法は	・農業集落排水	・浄化槽(個人設置・公設浄化槽)	・その他() (その他は、具体的内容(例:「区域外流入」などを記入))

7. その他(計画敷地・建物が次の①～⑤に該当する可能性がある場合は、担当課にて確認をお願いします。)

① 農地転用等について(市街化調整区域の場合)	農業委員会事務局	都南分庁舎	1階
	※玉山地域については玉山分室	玉山分庁舎	2階
② 駐車施設附置に関する条例について (商業地域, 近隣商業地域, 駐車場整備地区のいずれかで延床面積1,000㎡以上の場合)	交通政策課	市役所本館	7階
③ 水路について(水路に接する場合)	河川課	市役所別館	5階
	※玉山地域については建設課	玉山分庁舎	2階
※水路に接する場合は、法務局備え付けの地積測量図と公図を持参のうえ、上記担当窓口へ提示し、調査並びに確認等をお願いします。			
④ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域について (地すべり, がけ崩れなど, 土砂災害が懸念される区域の場合)	河川課	市役所別館	5階
	※玉山地域については建設課	玉山分庁舎	2階
⑤ ラブホテル建築規制条例について(ホテル, 旅館に限る)	環境企画課	若園町分庁舎	4階

【注意・お知らせ】 (手続き漏れ防止のため、早めに確認されることをお勧めします。)

- ① 道路の掘削について
建物の施工にあたり道路掘削が必要になる場合は、支障の有無を事前に確認する必要があります。
詳しくは市役所本館7階の道路管理課へお問い合わせください。
- ② 住居表示について
住居表示を必要とする建築物について(住居表示実施区域内)は、建物完成の際に届出が必要になります。
詳しくは市役所本館4階の管財課へお問い合わせください。
- ③ ごみ集積場所について
長屋・共同住宅の場合は、ごみ集積場所の使用または設置について、資源循環推進課(若園町分庁舎3階)へお問い合わせください。
- ④ 岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例について
平成19年4月1日から施行されております。
指針には「犯罪の防止に配慮した住宅の構造, 設備等に関する指針」がありますので、着工に際しましては、事前にこの条例並びに同指針に基づく各項目等について自主チェックを行い、建築主と御相談のうえ必要な措置を講じられるようお勧めいたします。

【記入方法】

申請敷地及び建築物等の概要並びに**太枠内**は申請者にて記入をお願いします。
それ以外の欄は各課担当窓口でゴム印等により確認(記入)等を行いますので、申請書と一緒に持参し事前の調査並びに確認を行ってください。
(工作物は、1, 2, 3, 4, 5-③, 5-⑥の各項目について、事前の調査並びに確認を行ってください。)

この調査票は、確認申請に際して、建築等に伴う他法令等に係る手続き関係の様々な行き違いなどを未然に防ぐために、事前調査をお願いしているものです。